

(別紙)

「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」 中間報告の概要

《温泉における可燃性天然ガス安全対策の基本的考え方》

温泉を掘削、採取する事業者自らが、自己の責任において安全対策を行う必要があることを認識すべき。

一方、政府は、基準となる統一的な安全対策手法を示し、かつ、その基準を事業者が遵守することを法的に担保する制度を早期に整えるべき。

《安全対策の内容》

1．温泉の掘削時及び廃止時の安全対策

[掘削時] ガスの噴出を防止する装置の設置、作業中におけるガスの測定、一定の工事区域内の火気の使用制限、住宅等からの離隔距離の設定、作業場内における電気機械器具の防爆仕様など

[廃止時] 可燃性天然ガスのゆう出の防止措置

2．温泉の採取時の安全対策

(1) 考え方

- ・温泉採取設備（温泉井、汲み上げ装置、源泉タンク等）を可燃性天然ガスの滞留のおそれのない場所（例えば屋外）に設置することが基本
- ・温泉採取設備が可燃性天然ガスの滞留のおそれのあるような場所（例えば屋内）に設置されている場合においては、可燃性天然ガスを漏えいさせないこと、可燃性天然ガスを滞留しないようにすること、着火源を危険性のある場所に存在させないようにすること、可燃性天然ガスの滞留の兆候を早期に捉えることが必要不可欠
- ・安全管理に関する責任者及び対応の手順を定めること

(2) 対策の具体的内容（詳細な技術基準は今後検討）

～屋内外共通～

- ・可燃性天然ガスの十分な分離、滞留のおそれのない外気への排出
- ・温泉採取設備が存在する区域内での火気使用の原則禁止、火気厳禁の表示等

～可燃性天然ガスの滞留のおそれのある場所（屋内など）～

- ・自然換気及び換気装置の設置による十分な換気
- ・可燃性天然ガスの測定・検知機器及び警報設備の設置
- ・各種電気機械器具の防爆仕様